事業者の皆様へ
（※）

事業系廃棄物の適正な処理方法について

商店や飲食店、事務所などの事業活動に伴う「事業系廃棄物」は、法律により「事業者(※)の責任で適正に処理すること」が義務付けられています。

※「事業者」とは、事業を行う個人、法人、団体（自治会、スポーツ少年団、学校の部活動等を含む）のことで、営利を目的とするか否かは問いません。

事業系廃棄物は

産業廃棄物 と **事業系一般廃棄物** に分けられます。

『**事業系廃棄物の適正処理マニュアル**』を参考に処理を行ってください。

事業系廃棄物を“家庭ごみ集積所”に出すことはできません。

よくある質問 【Q】＆【A】		
1	Q	事業系廃棄物の量が少なく家庭ごみと同じような内容ですが、家庭ごみと一緒に家庭ごみ集積所に出してもよいですか？
	A	ごみ量が少なくても、事業系廃棄物を家庭ごみの袋に入れて、家庭ごみ集積所に出すことはできません。
2	Q	１階が店舗で、２階が住居となっていますが、ごみはどのように処理すればよいですか？
	A	店舗のごみは事業系廃棄物として、住居のごみは家庭ごみとしてそれぞれ区別して処理してください。
3	Q	事業系廃棄物の処理は誰に依頼すればよいですか？
	A	産業廃棄物については、「(一社）宮崎県産業資源循環協会」へお問合せください。 事業系一般廃棄物については、事業系一般廃棄物収集運搬業者に依頼するか、処理施設に自ら搬入してください。

※事業系一般廃棄物の種類、処理施設等については『事業系廃棄物の適正処理マニュアル』4ページをご覧ください。

【産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者に関すること】

お　問　合　せ　先	電　話　番　号
（一社）宮崎県産業資源循環協会	０９８５－２６－６８８１

＜備考＞宮崎市ホームページに、一部掲載しています。　ホーム＞くらし・手続き＞ごみ・環境＞事業系ごみ＞産業廃棄物処理業者台帳
URL　https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/

【事業系一般廃棄物収集運搬業者の一覧】

令和８年１月現在

地区	許可業者名	TEL	地区	許可業者名	TEL	地区	許可業者名	TEL	地区	許可業者名	TEL
中央東	㈱宮崎衛生公社	22-7284	檍	第一環境施設㈱	32-3200	住吉	宮崎紙業㈱	39-0521	清武	㈲ナカムラ興産	85-9152
中央東	㈱山崎紙源センター	24-2551	檍	㈱宝ビルサービス	25-8265	住吉	三喜産業㈲	39-6923	清武	㈱南日本環境センター	82-9245
中央東	㈱中央ビルファシリティーズ	28-9323	檍	㈱宮崎環境開発センター	23-5353	北	㈲サンワ	41-2004	清武	㈲黒木産業	85-0231
小戸	㈱栄建工業	26-3164	檍	第一ビル工事㈱	26-6667	佐土原	㈱大成紙業	26-5304	◆その他（品目限定等）		
大宮	㈱ペーパーリサイクルシステム	60-2818	赤江	宮交ビルマネジメント㈱	51-2140	佐土原	㈲大成クリーン開発	73-0815	中央西	㈱ニシコー	28-1675
大宮	リバイバル（株）	41-5422	赤江	ＪＲ九州サービスサポート㈱	53-2640	佐土原	(資）岩切環境	73-5731	大淀	㈱クリーンサポート	50-5387
東大宮	宮崎総合ビル管理㈱	22-5343	赤江	㈱寺松商店	51-6492	佐土原	㈲佐土原サニタリー	73-1133	赤江	㈱清水産業	53-1967
東大宮	㈱宮崎美装社	25-5163	赤江	松永組運送㈱	51-1464	田野	㈲末原産業	86-3679	本郷	㈱保全	89-1321
大淀	㈲親生ビルサービス	53-7622	住吉	第一ビル管理㈱	86-6667	田野・清武	㈱クリーン管理宮崎	84-7688	田野	南九州ソイル㈱	86-1770
大淀	旭興産㈱	59-1195	住吉	㈱塩川産業	39-7555	高岡	マテリアルセンター㈲	36-6630			
大淀	㈲エー・ファーム	54-5300	住吉	㈱宮崎県医師サービスセンター	30-5355	高岡	㈲三舩産業	82-5353			

【お問い合わせ先】宮崎市循環社会推進課　TEL　0985-21-1761

令和８年４月　宮崎市循環社会推進課作成